

蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(課税限度額)

1 改正内容

地方税法施行令が改正され、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金分の課税限度額を22万円から24万円に改正を行う。

	蕨市限度額		法定限度額	
	現行 (R6)	改正後 (R7)	現行 (R6)	改正予定 (R7)
基礎分	65万円	65万円	65万円	↗66万円
支援分	22万円	↗24万円	24万円	↗26万円
介護分	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	104万円	106万円	106万円	109万円

2 近隣市との比較(令和6年度現在)

<近隣市と比較した限度額>

	限度額		近隣市との比較		
	現行	改正後	川口市	戸田市	さいたま市
基礎分	65万円	65万円	65万円	令和6年度 法定限度額どおり	
支援分	22万円	24万円	22万円		
介護分	17万円	17万円	17万円		

3 限度額改正による影響

※12月末現在

影響を受ける世帯数

支援分(支援分が22万円超の世帯)

162世帯 (国保加入世帯数11,389世帯のうち約1.4%)

限度額改正による調定額の増(見込み)

支援分

賦課限度額到達世帯分:138世帯×限度額増加分2万円=276万円

基礎課税分が22万円から24万円までの世帯分:24世帯≒21万円

約297万円

限度額改正による収納額の増(見込み)

調定額の増(297万円)×予定収納率(90.0%)≒267万円

※令和7年4月1日施行予定